

令和4年度集団指導

障害児通所支援・障害児相談支援
～給付費編～

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係

代表的な加算・減算について

児発・放デイ

▶ 定員超過利用減算

児発・放デイ

▶ 児童指導員等加配加算

児発・放デイ

▶ 専門的支援加算

児発・放デイ・保訪

▶ 家庭連携加算

児発・放デイ

▶ 事業所内相談支援加算

児発・放デイ

▶ 欠席時対応加算

障害児相談

▶ サービス提供時モニタリング加算

定員超過利用減算

児発・放デイ

定員超過利用減算に該当する場合...

所定単位数の
30%減

【不適切な事例】

過去3か月間の利用実績が定員超過利用減算の対象であるが減算の適用をしていない。

定員超過利用減算

児発・放デイ

減算の要件その①

▶ 一日あたりの利用実績による減算

	定員	基準値の算定方法
一日あたり	50人以下	定員×1.5
	51人以上	(定員-50)×1.25+25

例) 1日の利用定員10人

→ $10 \times 1.5 = 15$

= 1日の利用者数が15人を超える場合(16人以上)に減算が適用

定員超過利用減算

児発・放デイ

減算の要件その②

▶ 過去3か月間の利用実績による減算

	定員	基準値の算定方法
過去3か月間	11人以下	(定員 + 3) × 開所日数
	12人以上	定員 × 開所日数 × 1.25

例) 1日の利用定員10人、過去3か月の開所日数60日

→ $(10 + 3) \times 60 = 780$

= 3か月間の延べ利用者数が780人を超える場合に減算が適用

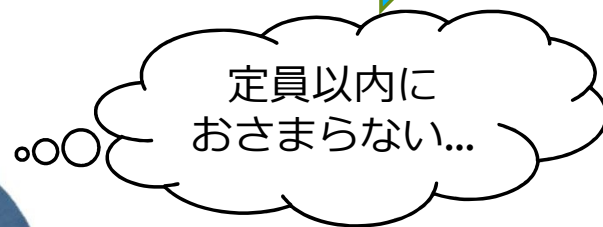
定員超過利用減算

1日の利用者数の管理だけでなく3か月間の延べ利用者数にも注意して定期的な見直しが必要

利用者が多く定員超過
してしまっている



恒常的に続いているなら...



定員変更を検討しましょう



児童指導員等加配加算

児発・放デイ

加算の趣旨

通常求められる人員配置基準に加えてさらに人員を配置することでより質の高い支援を提供することを評価

職員を多く配置することで
手厚い支援を行います！



児童指導員等加配加算

児発・放デイ

加算の要点

- ▶ 常勤換算で1名以上配置

例) 定員10名、1日の利用者が定員以内であった場合

→基準人員2名に加えてさらに1名を配置

手厚い支援を実現!



児童指導員等加配加算

児発・放デイ

加算の要点

▶ 加配対象職員の職種

①理学療法士等

作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理指導担当職員、視覚障害学科履修者

②児童指導員等

児童指導員、強度行動障害支援者養成研修修了者、手話通訳士・手話通訳者

③その他の従業者（上記以外の直接処遇職員）

上記以外の直接処遇職員

**※あらかじめ加配体制について前月15日までに
障害福祉課へ届け出が必要**

専門的支援加算

児発・放デイ

加算の趣旨

専門的な知識を備えた専門職を配置することでより質の高い支援を提供することを評価

言語聴覚士



適切で効果的な指導や訓練を行うなど
専門的分野から支援していきます！

理学療法士



専門的支援加算

児発・放デイ

加算の要点

▶ 専門職員の配置

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員
視覚障害学科履修者

※児童福祉事業にて**5年以上**経験のある保育士・児童指導員
(児童発達支援のみ)

▶ 専門職員のみで常勤換算で1名以上配置

~~3人合計で常勤換算1を満たしたと~~

理学療法士 その他指導員



不適切な事例

①利用定員超過を要因として加配対象者が基準人員の対象となり、常勤換算1以上の要件を満たすことができない状態になったにもかかわらず、児童指導員等加配加算（専門的支援加算）を算定していた

例) 定員10名、利用者が11名だった場合



基準人員の対象となることで
常勤換算1が確保できない！

今日は利用者
が多いなあ。
基準人員にま
わらなきゃ！

算定不可！



不適切な事例

②職員の減員等で加配要件を満たすことができない状態になったにもかかわらず、届け出をせずに児童指導員等加配加算（専門的支援加算）を算定していた

加配対象職員が退職してしまっ...



要件を満たせなければ



障害福祉課へ届出が必要



家庭連携加算

児発・放デイ・保訪

加算の趣旨

利用者の居宅等を訪問・相談援助を行うことで、利用者本人の精神的な安定や健全育成、家族の精神面の安定を図ることを評価



ご自宅での様子について
教えてください。

家庭連携加算

児発・放デイ・保訪

加算の要点

- ▶ 個別支援計画に相談援助内容について記載されている
記載例) 「支援の一環として必要に応じてご自宅へ訪問し相談援助を行います」
- ▶ 支援内容について保護者へ説明し同意を得ている
『あらかじめ』 支援内容の説明をすることが重要
- ▶ 相談援助内容の記録
(利用者名・相談援助担当者名・相談援助行った日時・所要時間・場所)
- ▶ 相談援助の所要時間により算定
1時間未満→187単位/回 1時間以上→280単位/回
- ▶ 算定回数に限度がある
保育所等訪問支援→月に2回まで その他のサービス→月に4回まで

事業所内相談支援加算

児発・放デイ

加算の要点

- ▶ 個別支援計画への記載・保護者への説明・相談援助の記録
- ▶ 相談援助が30分以上の場合に算定可能
- ▶ 個別に支援（Ⅰ）またはグループ（Ⅱ）に対して支援
 - ※（Ⅰ）（Ⅱ）それぞれ月に1回を限度に算定
 - ※グループは2～8人までを1組とする。
 - ※同一日に（Ⅰ）または（Ⅱ）の相談援助を行った場合は算定不可
 - ※家庭連携加算を算定した同一日に算定することも不可
- ▶ サービス提供時間中でも算定は可能
 - ※相談援助を行った時間は基準人員や加配人員に含めることは不可。



不適切な事例

- ①加算を算定することについて個別支援計画に記載されておらず、保護者へ説明・同意を得ていない
- ②相談援助の記録に不備がある
 - 例) 相談援助を行った担当者名の記載漏れ

問題

問：家庭連携加算を算定する際に必要な支援内容の記録については、利用者名・担当者名・面接を行った年月日・場所・面接内容について記録すればよい。

答え：×（所要時間の記載が必要）

欠席時対応加算

児発・放デイ

加算の趣旨

急病等によりサービスの利用を中止した利用者と家族
に対して連絡調整・相談援助を行ったことを評価

利用を中止した場合でも相談援助を行います。
お身体の具合はいかがですか？
次回利用日は...



欠席時対応加算（Ⅰ）

児発・放デイ

加算の要点

- ▶ 急病等により利用を中止した日の前々日、前日、当日（営業日換算）までに中止連絡があった場合に算定
- ▶ 相談援助の内容について記録すること
利用者名・連絡受付日・中止日・中止理由・相談援助内容
- ▶ 1回の相談援助で1回算定（月4回まで）※
例）1回の電話で数日欠席する旨の連絡 → 1日分のみ算定可
※重症心身障害児対象の場合、1月の利用者数が定員の80%に満たない場合は1月に8回まで算定可能

欠席時対応加算（Ⅱ）

放デイ

加算の要点

- ▶ 当日の急病等により結果的に30分以下のサービス提供となった場合に算定可能
- ▶ 相談援助の内容について記録すること
利用者の状況、提供した支援内容、サービス提供時間
- ▶ サービス提供時間に送迎時間は含まれない
※同一日に送迎加算を算定することは不可。
- ▶ 算定回数に制限なし

不適切な事例

①欠席連絡を受けた日が利用日の前々日よりも前であるにもかかわらず算定していた

②「数日間欠席する」など1回の相談援助で数日分の相談援助を行ったとして算定していた

③相談援助の記録内容が不十分

利用者名	川口 次郎
連絡者	川口 太郎
受付者	青木 三郎
連絡日	R4.4.16
利用予定日	R4.4.17
相談援助内容	足を怪我したため欠席したいとのこと。

問題

問：毎週月～土曜日開所している放課後等デイサービスにて、金曜日の夕方に利用者の保護者から「本人が体調を崩しているため来週の月曜日はお休みします」との欠席連絡を受けたため、事業所は相談援助を行い、必要事項を記録しました。この場合、欠席時対応加算は算定可能でしょうか。

答え：○（営業日換算で欠席日の前々日のため算定可能）

サービス提供時モニタリング加算

障害児相談

加算の趣旨

作成した利用計画に沿って利用者が通所する事業所を訪問しサービス提供場面を直接確認することで必要に応じた質の高い支援を実施することを評価



楽しく過ごせているかな？

サービス提供時モニタリング加算

障害児相談

加算の要点

- ▶ 訪問した際の詳細を記録に残すこと
利用者氏名、担当者名、訪問した機関名、訪問場所、対応者氏名
訪問年月日、訪問時間、サービス提供状況と利用者の状況 等
- ▶ 利用者一人につき、月に1回の算定を限度
- ▶ 相談支援専門員一人につき、月に39人まで算定可

問題

問：複数の通所支援サービスを利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できない。

答え：×（1か所でも確認していれば算定可能）

ご視聴ありがとうございました。